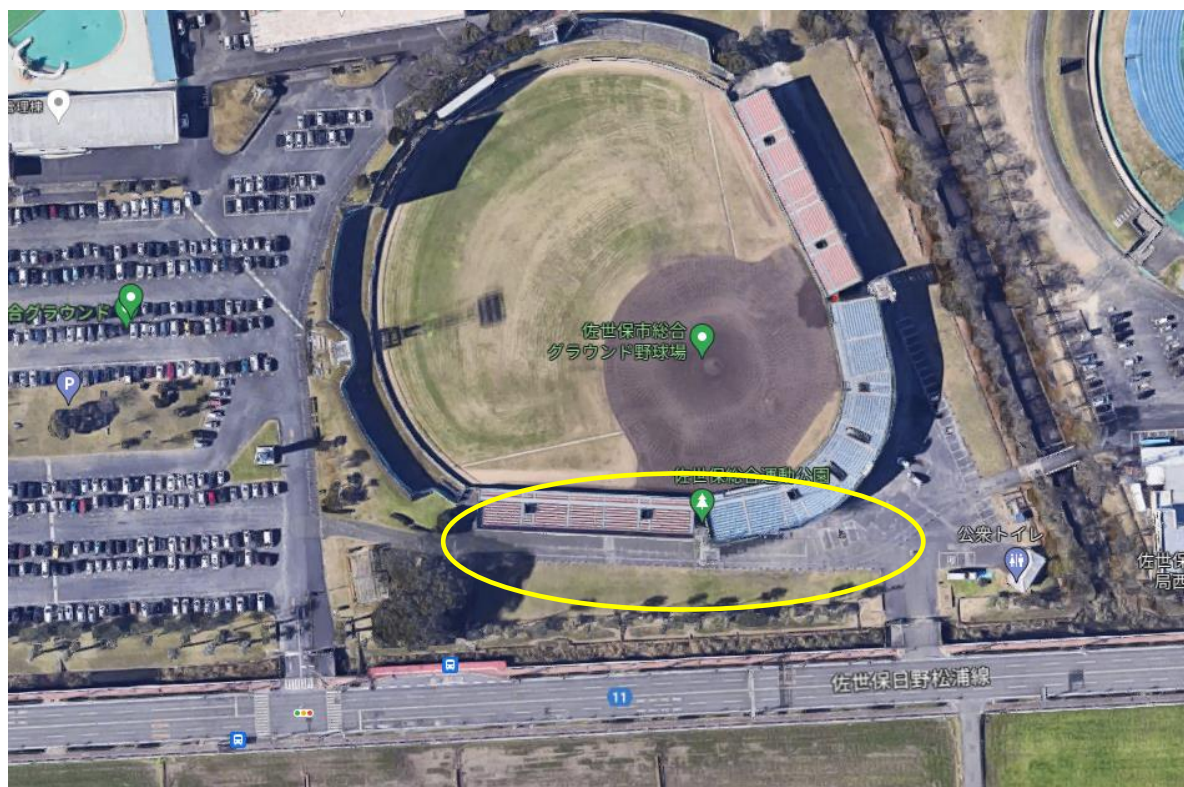


「第19回させぼシーサイドフェスティバル 2023」 キッチンカー出店要項

1. 開催場所

佐世保市総合グラウンド
野球場



2. 出店者条件等

(1) 出店申込書の提出

・原則として佐世保市内の店舗及び団体を出店募集の対象と致します。

※一緒に祭りを盛り上げて頂ける方を歓迎致します。

※ 申込みについては、実行委員会で出店の決定をいたします。

※ 申し込みの可否について、実行委員会は詳細等のお答えは一切致しませんので
あらかじめご了承ください。

(1 屋号・・1 店舗 申込者多数の場合は先着順とさせていただきます。)

(2) 出店料金

料 金	80,000 円 2日間
会 場	佐世保市総合グラウンド スポーツ会場
期 間	2日間 (9月9日・10日)
販売時間	2日間 10:00~20:00迄

(3) 出店料金の内容

・出店料金に含まれるもの

○	電源コンセント	1 個（容量 1000Wまで） ※電源容量の追加をされる方は、1000Wを超えるごとに 1 個追加してください。
○	上記の電源工事費及び電源使用料	
○	駐車場	1 台まで
○	全テナント共用の飲食店用簡易給排水設備（流し台）を 4 台設置します。	

・出店料金に含まれないもの（各自でご準備いただくか、有料レンタルをしております）

○	電源コンセントの追加	1,600 円/1 個
○	電源容量 500Wの追加	5,000 円

(4) 必要書類

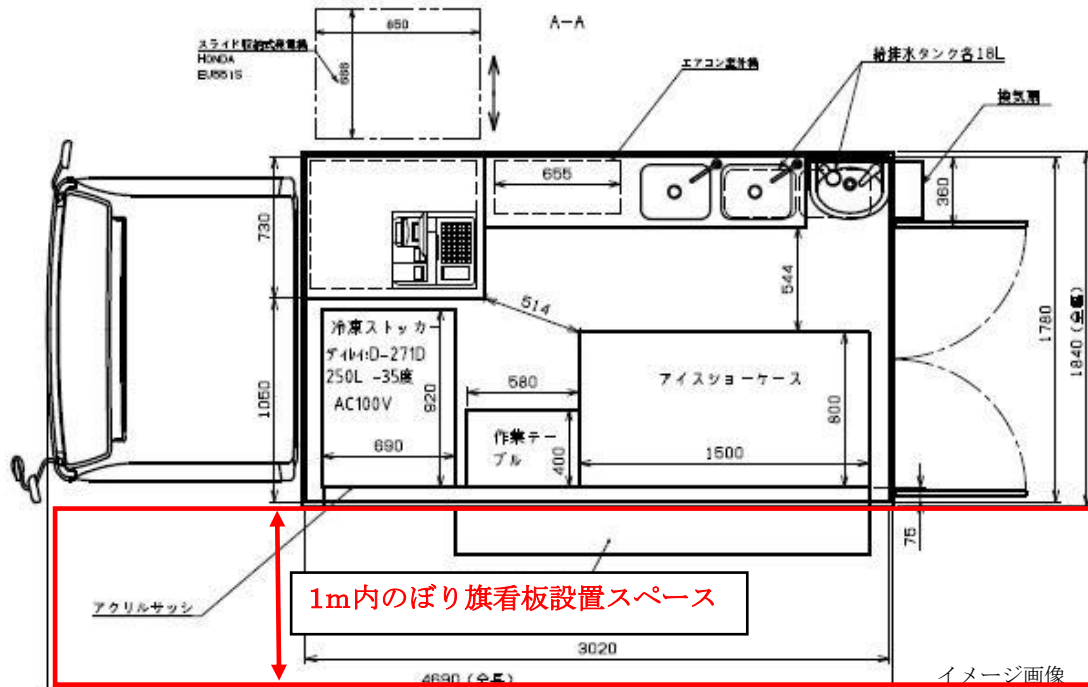
- ・佐世保市保健所発行の営業許可書『飲食店営業（自動車）』
- ・生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入している方

(5) 車両サイズ ※全幅 2,500×全長 7,000 スペース内での車両サイズ

※車両サイズ全長 7,000 超える場合は要相談ください

※周囲に飲食ブースを設置いたしますので、持ち込みの椅子・机の設置を禁止致します。

※販売に際して販売品及びのぼり旗や看板など、サッシをのぞき指定場所からはみ出さないようにして下さい。（販売窓口 1m内とします）



3. 出店業者自身で、準備及び手続き申請等が必要なもの

- (1) 佐世保市内での『飲食店営業（自動車）』許可書をもっていない方は保健所への申請等（1 営業単位毎に 2,000 円）
- (2) 火器使用出店者の場合は、消火器の設置

4. 注意事項

出店申込み・通知に関する事項

- (1) 出店申込書は7月14日(金)18時迄必着です。FAXでお申込みください。
※必要書類 営業許可書写し・生産物賠償責任保険写し・車検証写し 提出をお願いします。
- (2) FAXでお申し込み後、FAX 到達確認の為、実行委員会まで電話連絡をお願いします。
(事務局への電話確認後、順受付。 TEL0956-46-6855 平日9時~18時まで)
- (3) 申込者多数の場合は先着順とさせていただきます。
ただし、出店については実行委員会で申込みの可否を審議・決定します。
※ 実行委員会は出店の可否について詳細等は一切お答え出来ませんので
あらかじめご了承ください
- (4) 過去に食品衛生法、又はこの法律に基づく処分を受けた方はお断りします。
- (5) 出店決定者には、7月20日(木)以降に出店決定通知と説明会の案内を送付致します。
- (6) 出店料金の振込み期日は7月31日(月)です。
出店料は出店決定後に送付する資料に記載してある口座へお振込み下さい。(振込手数料は自己負担)
※出店料金の支払期限を守れない場合、出店権を取消します。
- (7) 8月8日(火)にテナント出店者説明会を開催致します。
※必ず1名(代表者もしくは従業員)はご参加下さい。
- (8) 出店場所は、させばシーサイドフェスティバル実行委員会に一任させていただきます。

開催中止に関する事項

- (8) ご来場の皆さまの安全の観点から、感染症・災害等の場合に、実行委員会の判断によってイベント・催事の開催を中止することがあります。
- (9) 上記等によってイベント・催事が中止となるなどしても、出店料金は返金いたしませんのでご了承下さい。

キャンセルに関する事項

- (10) 出店料お支払後のキャンセルについては、出店料の返還をいたしませんのでご了承下さい。

禁止事項

- (11) 店舗の営業は申込書に記載された担当で営業してください。出店権利を得た担当者以外の営業はできません。(出店権利の譲渡や、転貸、場所貸し等は禁止します)上記違反が発覚した場合、シーサイドフェスティバル当日であっても出店をお断りいたします。また、その場合には出店料の返還をいたしませんので予めご了承下さい。
- (12) 暴力団関係者の出店はお断りさせていただきます。暴力団関係者と判明した場合は、シーサイドフェスティバル当日であっても出店をお断りすることになります。また、その場合には出店料の返還をいたしませんので予めご了承下さい。
- (13) ゴミの持ち帰りの徹底をお願いします。会場内のゴミ箱に廃棄は絶対に捨てないでください。

営業区分、許可申請に関する事項

- (14) 出店に際し、品目・価格は自由ですが販売する商品を全てテナント出店申込書へご記入頂きますようお願い致します。
- (15) 佐世保市内での飲食店営業(自動車)許可をもっていない方は、8月8日(火)のテナント出店者説明会までに各自申請手続きを取られるようお願い致します(保健所には1申請毎に2,000円の申請手数料がかかります又許可証の郵送をご希望の場合、切手(許可証3枚まで84円、8枚まで94円)をご用意ください)。テナント出店者説明会受付の際、保健所への佐世保市内での営業許可証並びに領収書の写し・誓約書をご提出頂きます。無い場合は受付致しません。
※佐世保市内での飲食店営業(自動車)許可をお持ちの方：営業許可書、契約書
※佐世保市内での飲食店営業(自動車)許可をお持ちでない方：申請時の領収書の写し、契約書

佐世保市役所HP 『仮設営業・臨時営業について』

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/seikat/kasetu20210806.html>



- (16) アルコールの販売につきましては、アルコール度数9%以下のビン類以外とさせていただきます。今年もテナントの生ビールの販売は可能です。(但し、別途保健所の許可が必要)
また、ジュースの販売につきましては、メーカーは自由ですがビン類以外とし、協賛企業の関係上、協賛企業製品以外の立て看板・のぼりなどは禁止致します。(厳守)
- (17) ナイフ、モデルガンなどイベント販売が禁止の物のほか、公序良俗に反するものは販売しないこと。

設営・当日の運営に関する事項

(18) (1) 各テナントで出たゴミは、各自で責任を持って持ち帰ること。(厳守)

(2) 施設内のトイレ・流し場での処理を固く禁じます。(厳守)

※違反行為があった場合は、即出店禁止等の措置を取ることがあります。

- (19) キッチンカーの運営にあたり、万一事故（食中毒や火災等）が発生した場合は、当該テナント代表者が全責任を負担すること。
- (20) 発電機及びガソリンの持ち込みは、禁止とさせていただきます。
- (21) 未成年者へのアルコール販売は一切しないこと。
- (22) 場内では全ての関係者とトラブルを起こさないこと。
- (23) 他者に損害を与えた場合は、当該テナント代表者が全責任を負担すること。
- (24) 会場内への車両の乗入れは、実行委員会の指示に従うものとします。
- (25) 催事終了後は、決められた時間内に速やかに撤収を行うこと。(厳守)
- (26) 上記以外で必要と思われる事項につきましては、8月8日（火）のテナント出店者説明会にて説明致します。
- (27) その他全ての事について、実行委員会の指示に従って頂きます。

※ そのほか、させぼシーサイドフェスティバル実行委員会の諸注意事項及び指導については、順守するとともに、すみやかにご対応ください。

ご不明な点がございましたら、下記の実行委員会まで必ずFAXにてお問い合わせ願います。

させぼシーサイドフェスティバル実行委員会

〒857-0852 長崎県佐世保市干尽町2-5 観光交流センター2F Soup-Up させぼ内

TEL : 0956-46-6855 (平日 9:00~18:00) FAX : 0956-46-6856